

(参考1) 水質検査の信頼性確保に関する取組検討会委員名簿

座長	安藤 正典	武蔵野大学環境学部 客員教授
委員	浅見 真理	国立保健医療科学院水道工学部水質管理室 室長
	伊佐治 知明	名古屋市上下水道局技術本部施設部 水質管理課長
	小笠原 紘一	全国簡易水道協議会 技術アドバイザー
	齋藤 陽一	桐生市水道局 局長
	渋谷 和美	一般社団法人全国給水衛生検査協会飲料水検査技術委員会 副委員長
	杉本 直樹	国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部第三室 室長
	寺嶋 勝彦	大阪市水道局工務部水質試験所 所長
	西野 二郎	社団法人日本水道協会工務部水質課 課長
	西村 哲治	国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部 部長
	沼尻 伸	茨城県企業局水質管理センター センター長
	松井 佳彦	北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門 教授
	山崎 和男	一般社団法人全国給水衛生検査協会 副会長
	吉田 永	東京都水道局浄水部 部長

(参考2) 水質検査の信頼性確保に関する取組検討会審議経緯

第1回	平成22年5月17日	検討会の設置、検討の進め方について等
第2回	平成22年6月7日	水道事業者及び登録検査機関のアンケート調査結果、ヒアリング等
第3回	平成22年7月1日	ヒアリング、取組の方向性及び具体的な方策等
第4回	平成22年8月4日	報告書案の審議等
第5回	平成22年8月26日	報告書案の審議

(パブリックコメント募集期間 9月3日～10月7日)

第6回	平成22年11月4日	パブリックコメントについて
-----	------------	---------------

### (参考3) 報告書の概要

#### (1) 水道法に基づく水質検査制度

- 水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下、「水道事業者等」という。）にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務であり、これを常時確保するためには、状況に即応した水質の管理が不可欠。
- 水道事業者等は、水道法第20条に基づき水質検査の実施が義務づけられており、自己検査ができない場合には地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下、「登録検査機関」という。）に委託して検査を行うことが認められている。
- 水質検査機関の登録制度は、平成15年の水道法改正により導入されており、国は、登録を申請した者が、欠格要件に該当せず、検査施設や検査員及び信頼性確保のための措置に関する登録基準に適合している場合は、登録するよう義務づけられている。

#### (2) 水質検査を取り巻く状況

- 水質検査を委託している水道事業者への調査結果から以下の課題が判明。
  - ・登録検査機関の精度管理状況や検査内容の確認をしていない。
  - ・登録検査機関以外の施設保守管理会社や水質分析機関等に委託している。
  - ・委託契約の中で、緊急時の水質検査の取り決めがない。
  - ・委託費用について、水質検査が困難な程の低廉な価格で委託している。
- 登録検査機関への調査結果から以下の課題が判明。
  - ・試料の採取、試験操作（前処理、分析）及び検量線の作成等に関して、検査法告示及び標準作業書に示す検査方法と異なる不適切な検査を実施。
  - ・検査法告示に定める速やかな検査が遵守されていない。
  - ・水質検査を再委託する事例や水道事業者等と直接契約しない等契約形態が不適切。
  - ・水質検査料金が受注競争や委託者の価格設定に応じて低料金化し、検査設備の保守や精度管理の確保面にしわ寄せ。

#### (3) 水道事業者等の取組について

- 登録検査機関に水質検査を委託する水道事業者等は、一定の価格競争が生じる場合においても水質検査の精度を確保するために必要な費用を負担した上で適切な委託形態を確保する等の取組を行うことが必要。

##### 【具体的措置】

- ・水道事業者等の登録検査機関等への水質検査の委託する場合の措置（直接契約、書面契約、適正な委託料、速やかな検査、実施状況確認、臨時検査の取扱い等）を明確化し、水道事業者等は適切な委託を実施。
- ・水道事業者が、登録検査機関の選定時に、精度管理に関する情報や品質管理システム

の状況（水道 GLP、ISO/IEC17025）を入手し、水質検査の精度管理や技術的能力の把握に活用。

- ・水道事業者は、精度が高い水質検査を確保するための作業内容を特記仕様書に記載し、必要な価格積算を実施した上で、水質検査業務を発注。地方公共団体の入札制度に則った低入札価格調査制度、最低制限価格調査制度の活用も選択肢。落札業者の積算の確認することも有効。
- ・中小水道事業者への技術的な支援策として、特記仕様書例、水質検査確認及び精度管理のチェックリスト、標準歩掛りの作成等やこれらの内容を含めた研修事業の実施。

#### （４）登録検査機関の取組について

- 登録検査機関は、水道事業者等から受託した業務について自ら実施し、試料の採取や運搬から試験に至る水質検査について、検査法告示や標準作業書に記載されている基礎的な検査方法に基づき、適切に実施することが必要。

##### 【具体的措置】

- ・ 水道法施行規則に定める登録検査機関が遵守すべき検査方法に、遵守すべき基礎的な検査に関する行為（検査法告示や標準作業書による検査の実施、再委託の禁止等）を、明確化し、当該検査方法に従った登録検査機関の適切な検査の実施。
- ・ 標準作業書において、試料の採取や運搬に関する作業手順、注意事項を明示し、当該作業書に従った適切な作業の実施
- ・ 検査法告示に、水質試験に関する基礎的な作業（試験開始までの時間、空試験の実施、検量線濃度範囲や点数等）を明確化
- ・ 登録検査機関による水質検査業務規程に定める検査料金に関する積算根拠の明示及び落札業者の検査料金に関する積算根拠の明示

#### （５）国の取組

- 登録検査機関の水質検査の信頼性を確保する観点から、国は届出書類の充実によりの確な審査を行うとともに、国が実施する外部精度管理調査の充実と併せて、登録検査機関の日常の水質検査業務に対する指導監督を適切に実施することが必要。

##### 【具体的措置】

- ・ 登録、更新、水質検査業務規程及び検査区域の設定において的確な審査の実施
- ・ 水質検査に問題が生じる可能性のある登録検査機関に対して、実地調査等を基にした日常の水質検査業務の指導及び監督の実施
- ・ 登録検査機関の保存すべき帳簿に、水質検査の結果の根拠となる書類（クロマトグラム、検量線データ、濃度計算書等）や採水や水質試験開始時刻の追加
- ・ 外部精度管理調査について、検査結果を踏まえ改善すべき点の是正措置の確実な実施に焦点を当てた階層化評価の見直しを検討